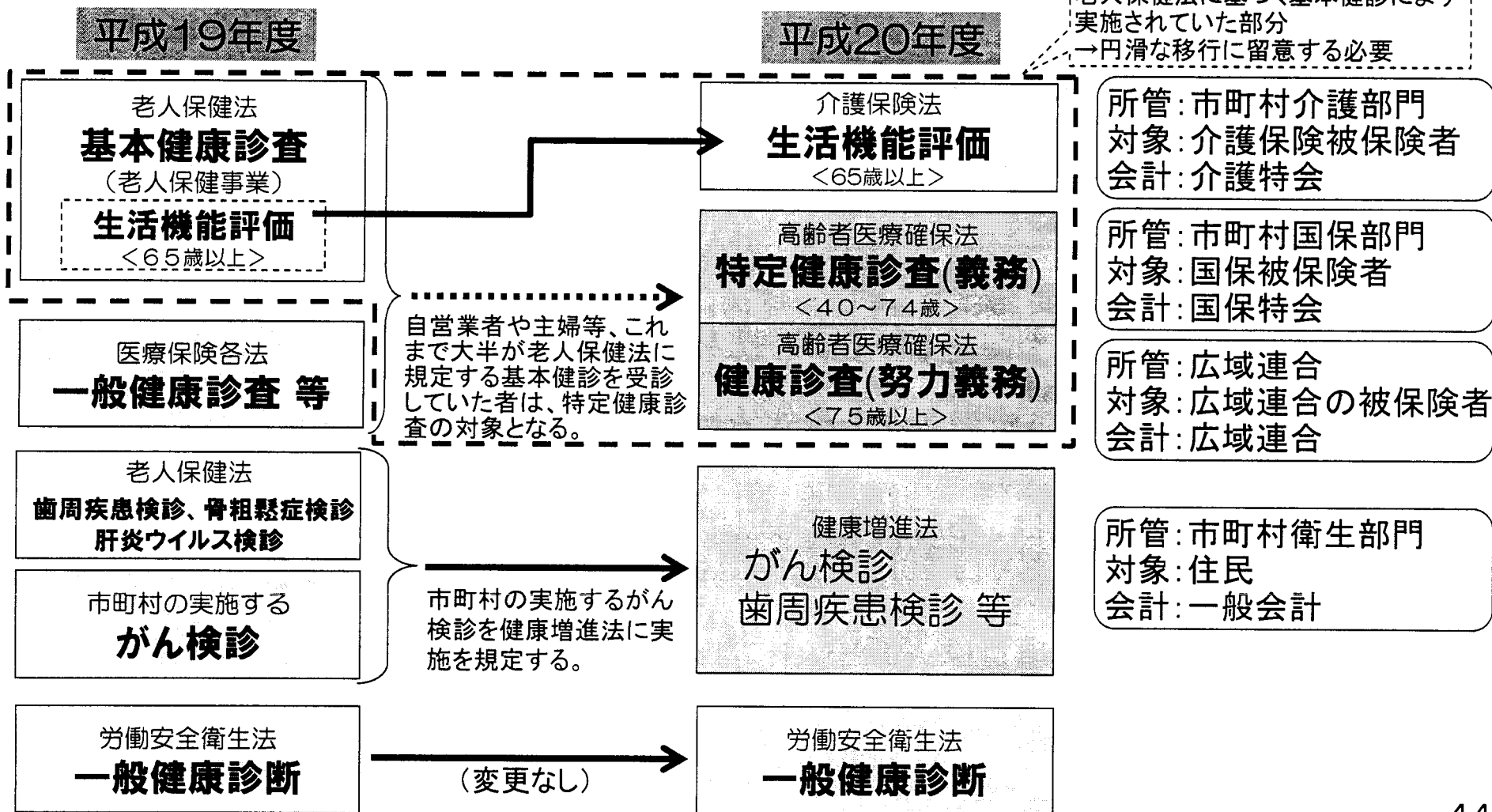


4 各種健診の連携について

各種健診の連携

- 市町村が行う各種の健診は、平成20年度から、実施責任者と実施対象者が以下のように分かれるが、対象者が何度も受診するような不便を避け、受診率を高めるため、案内の共通化や同時実施等、市町村の部門間連携が重要。
- 併せて、市町村内の健診業務の実施体制(人員配置・予算要求・事務処理体制等)についても、関係部署が集まった協議調整が必要

老人保健法に基づく基本健診により実施されていた部分
→円滑な移行に留意する必要

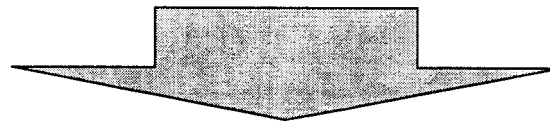


参考：契約の考え方

- 現在、市町村と地区医師会等との各種健診の契約では、健診の種類（老人保健法の基本健康診査や、骨粗しょう症検診、肝炎ウィルス検査、生活機能評価、各種がん検診等）別に、契約書を締結しておらず、全ての健診を一本の契約書で対応している市町村が少なくない。
- H20年度以降は、主に以下の理由から、市町村では、役割別に（国保、衛生、介護で分けて）契約を締結することが適当と考えられる。
 - 国保保険者としての市町村や、一般衛生部門としての市町村等、役割と実施すべき健診項目が明確に分けられる
 - 国保は国保特会、一般衛生は一般会計と、会計が異なり、請求処理も異なることから、透明性を確保するためにも、契約についても明確に分けておくことが適切
- 契約は分けるものの、市町村において、受診者の利便性向上のために各種健診を共同実施することは必要（契約に準じ分離実施する必要はない）。ここで特定健診とその他一般衛生等における健診とを共同実施する場合、被用者保険の被扶養者は、特定健診の受診券を持参すれば、共同実施している健診のうち該当するもの全てを一回で受診可能、既に別途特定健診を受診済であれば一般衛生等特定健診以外の健診のみ受診可能となる。
- 特定健診の集合契約は、市町村の国保部門における契約に準じるが、国保において人間ドック等を行っており、H20以降は特定健診を含んだ人間ドックを実施していく契約を締結する予定となっている等、あまりにも特定健診の項目とかけ離れている場合、集合契約における委託項目は人間ドックになるのではなく、特定健診部分に限定される。

[現状]

市町村内の 担当部署	国保部門	その他の部門(一般衛生・介護等)
健診の種類	人間ドック等	基本健診(老健法) その他の各種健診
契約	一本の契約で全てをカバー(多くの市町村)	
会計	国保特会	一般会計・介護特会等



[H20以降](※人間ドック等も引き続き実施する場合)

市町村内の 担当部署	国保部門	その他の部門(一般衛生・介護等)
健診の種類	人間ドック等 特定健診	その他の各種健診
契約	人間ドック等 特定健診 あるいは 国保としての委託部分	一般衛生・介護等 あるいは 一般衛生 介護 ……
会計	国保特会	一般会計・介護特会等

集合契約における適用部分
(項目・単価が中心)

- 契約や会計は別だが、共同実施は可能
- その場合、市町村は、国保保険者には全ての健診の受診券を、被用者保険の被扶養者には特定健診以外の受診券を発行・送付